ご葬儀後の手続案内

このたびのご親族さまのご不幸、謹んでおくやみ申し上げます。
身近な人が亡くなられた後の手続については、亡くなられた方によって必要な手続が異なり、中には複雑なものも含まれ、ご遺族さまの大きな負担となっております。
この手引きには、市役所で行う主な手続を掲載しています。
皆様のお手続の一助となれば幸いです。

大　村　市

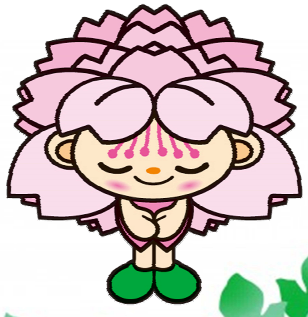

ご葬儀後の手続を行うときにお持ちいただくもの

ご葬儀後の手続に必要な主な持ち物です。亡くなられた方によって持ち物が異なります。
詳細は、各手続の項目の「手続に必要なもの」欄をご参照ください。

※　死亡に伴う手続は、法令等で手続できる親族の範囲が異なります。
　　来庁いただく方の続柄によっては手続が出来ないものもございます。
　　一度にすべての手続が終わらない場合もありますのでご了承ください。

来庁される方（ご遺族・ご親族等）の持ち物　（一例）

- □ 認印（朱肉を使うもの）（届出人、相続人代表）
- □ 来庁する方の本人確認書類
  【写真付きのもの】　運転免許証、マイナンバーカード（個人番号カード）　等
  【写真付きのものがない場合】　被保険者証（健康保険、介護保険）、年金手帳　等から2点
- □ 預貯金通帳（相続人代表、喪主、未支給年金請求者、各種手当の新しい受給者）
- □ 税金の引き落としなどの口座を変更する場合は、新たな引落口座の預貯金通帳と銀行印
- □ 会葬御礼や葬儀の領収証等の葬儀を行った証明（葬祭費を請求する場合）
  ※国民健康保険、後期高齢者医療保険の加入者、被爆者手帳の所持者が亡くなられると葬祭費が支給されます。
- □ 委任状（代理人の方が手続を行う場合）
- □ 印鑑登録証（市民カード）（大村市で印鑑登録をしていて、印鑑登録証明書が必要な場合）

亡くなられた方の持ち物（一例）

次ページ以降を確認して、必要なものをお持ちください。
（見つからないものがある場合はご相談ください。）

- □ マイナンバーカード（個人番号カード）または通知カード
- □ 住民基本台帳カード（作成されている場合）
- □ 印鑑登録証（市民カード）
- □ 年金手帳または年金証書（国民年金加入者または年金受給者）
- □ 身体障害者手帳や被爆者手帳等の各種手帳
- □ 国民健康保険や後期高齢者医療保険、介護保険などの被保険者証
- □ 各福祉医療の受給者証
- □ その他、大村市から交付された証書類でご不明な点があるもの

手続確認チェックリスト

設問に答えて、必要な手続について確認してください。
回答中、はいに☑がある場合は、手続が必要ですので、欄内の手続窓口を確認してください。
回答中、いいえに☑がある場合は、手続は必要ありません。
回答中、わからないに☑がある場合は、この用紙を各窓口で提出していただきますと、手続のご案内をいたします。

亡くなられた方の戸籍証明書と住民票除票の交付については、P17 でご確認ください。

【亡くなられた方の情報をご記入ください】

A	住　所	長崎県大村市　　番地
	フリガナ	
	氏　名	
	生年月日	明・大・昭・平・令　　年　　月　　日（満　　歳）

住民登録関係

Q1	Aの方は、世帯主として住民登録していましたか？	□ はい　□ いいえ　□ わからない ※当てはまるものに☑をしてください。
世帯主変更届（残りの世帯員が2名以上の場合）		

手続に必要なもの	手続できる人	手続の期限
・ 届出人の身分証明書 ※ 代理人の場合は、委任状も必要です。	・ 同一世帯の方 ・ 代理人	亡くなられた日から 14 日以内
手続窓口	市民課 【 内線:102 】	

Q2	Aの方は印鑑登録証または市民カードをお持ちでしたか？	□ はい　□ いいえ　□ わからない ※当てはまるものに☑をしてください。

印鑑登録証及び市民カードは死亡の届出によって自動的に廃止されます。

返却する必要はありません。処分は裁断の上破棄してください。

処分を希望される方は市民課へ返納をお願いします。

手続に必要なもの	手続できる人	手続の期限
印鑑登録証または市民カード	どなたでも可	なし

手続窓口	市民課　【 内線:102 】

Q3	Aの方は「ﾏｲﾅﾝﾊﾞｰｶｰﾄﾞ」、「通知ｶｰﾄﾞ」、「住民基本台帳ｶｰﾄﾞ」をお持ちでしたか？	□ はい　□ いいえ　□ わからない ※当てはまるものに☑をしてください。

「マイナンバーカード」、「通知カード」、「住民基本台帳カード」は、死亡の届出によって自動的に廃止されます。

返却する必要はありません。処分は裁断の上破棄してください。

また、マイナンバーは死亡したあとも、税や保険などの手続で使用する場合があるので、そのまま保管していただいてもかまいません。

処分を希望される方は市民課へ返納をお願いします。

手続に必要なもの	手続できる人	手続の期限
・マイナンバーカード ・通知カード ・住民基本台帳カード	どなたでも可	なし

手続窓口	● マイナンバーカード、通知カード ： 市民課　【 内線:197 】 ● 住民基本台帳カード ： 市民課　【 内線:100 】

保険関係

Q4	Aの方は国民健康保険に加入していましたか？	□ はい　□ いいえ　□ わからない ※当てはまるものに☑をしてください。

- 国民健康保険証の返還
- 葬祭費の請求　※ 葬祭費を請求される場合のみ

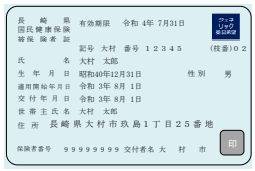

手続に必要なもの	手続できる人	手続の期限
・亡くなられた方の国民健康保険証 ・手続される方の身分証明書 ・葬祭者名義の預金通帳 ・葬祭を行った証明 （例:会葬御礼、葬儀領収書、死体の埋火葬許可書など葬祭者名が確認できるもの）	葬儀を行った方	葬儀を行った日の翌日から2年以内

手続窓口	市民課　【 内線:102 】

Q5	Aの方は後期高齢者医療保険に加入していましたか？	□ はい　□ いいえ　□ わからない ※当てはまるものに☑をしてください。

- 後期高齢者医療被保険者証の返還
  ※「限度額適用・標準負担額減額認定証」、「限度額適用認定証」、「特定疾病療養受療証」をお持ちの方は証の返還
- 葬祭費の請求　※ 葬祭費を請求される場合のみ

手続に必要なもの	手続できる人	手続の期限
・亡くなられた方の後期高齢者医療被保険者証 ①　亡くなられた方の限度額適用・標準負担額減額認定証 ②　亡くなられた方の限度額適用認定証 ③　亡くなられた方の特定疾病療養受療証 ※　①～③はお持ちの方のみ ・法定相続人の預金通帳 ・葬祭を行った証明 （例:会葬御礼、葬儀領収書など葬祭者名が確認できるもの）	どなたでも可	葬儀を行った日の翌日から2年以内

手続窓口	国保けんこう課　【 内線:110 】

年金関係

Q6	Aの方は国民年金のみを受給中または加入中でしたか？	□ はい　□ いいえ　□ わからない →1へ　→2へ　→1へ ※当てはまるものに☑をしてください。

1　国民年金の給付又は死亡の手続
※ 手続場所が年金事務所になる場合があります。

手続窓口	市民課　【 内線:113 】

2　市役所以外での手続です。
下記の各手続窓口へお問い合わせください。

手続	手続先	問合せ先と手続に必要な物
厚生年金	諫早年金事務所	届出には添付書類が必要です。 詳しくは、諫早年金事務所お客様相談室へお問い合わせください。 ＜電話番号:0957－25－1662＞
共済年金	所属共済組合	詳しくは、所属しておられた共済組合へお問い合わせください。
農業者年金	JA窓口	お近くのJA窓口または農業委員会事務局へお問い合わせください。

各種手帳の返還手続

Q7	Aの方は有効期間中のパスポート（旅券）をお持ちでしたか？	□ はい　□ いいえ　□ わからない ※当てはまるものに☑をしてください。

パスポート（旅券）の失効手続

手続に必要なもの	手続できる人	手続の期限
・亡くなられた方のパスポート（旅券） ・亡くなられたことが確認できる書類 （例:会葬御礼、戸籍証明書、住民票など）	どなたでも可	パスポート（旅券）の有効期限まで

手続窓口	地域げんき課　【 内線:185または 189 】

Q8	Aの方は身体障害者手帳をお持ちでしたか？	□ はい　□ いいえ　□ わからない ※当てはまるものに☑をしてください。

身体障害者手帳の返還

手続に必要なもの	手続できる人	手続の期限
・亡くなられた方の身体障害者手帳	どなたでも可	亡くなられた後すみやかに

手続窓口	障がい福祉課【 電話番号:0957-20-7306 】または 福祉総務課【 内線:155 】

Q9	Aの方は療育手帳をお持ちでしたか？	□ はい　□ いいえ　□ わからない ※当てはまるものに☑をしてください。

療育手帳の返還

手続に必要なもの	手続できる人	手続の期限
・亡くなられた方の療育手帳	どなたでも可	亡くなられた後すみやかに

手続窓口	障がい福祉課【 電話番号:0957-20-7306 】または 福祉総務課【 内線:155 】

Q10	Aの方は精神障害者保健福祉手帳をお持ちでしたか？	□ はい　□ いいえ　□ わからない ※当てはまるものに☑をしてください。

精神障害者保健福祉手帳の返還

手続に必要なもの	手続できる人	手続の期限
・亡くなられた方の精神障害者保健福祉手帳	どなたでも可	亡くなられた後すみやかに

手続窓口	障がい福祉課【 電話番号:0957-20-7306 】

MEMO

Q11	Aの方は被爆者健康手帳をお持ちでしたか？	□ はい　□ いいえ　□ わからない ※当てはまるものに☑をしてください。

- 被爆者健康手帳の返還
- 葬祭費の支給申請手続

手続に必要なもの	手続できる人	手続の期限
・亡くなられた方の被爆者健康手帳 ・亡くなられた方の手当証書　※ 手当受給者のみ ・認定書（医療特別手当の場合） ・死亡診断書または死体検案書の写し ・葬祭を行った証明 （例:会葬御礼、葬儀領収書、死体の埋火葬許可書など 葬祭者名が確認できるもの） ・申請者の預金通帳	どなたでも可（ただし、申請者は喪主が原則）	亡くなられた日から14日以内

手続窓口	福祉総務課【 内線:151 】

Q12	Aの方は戦傷病者手帳をお持ちでしたか？	□ はい　□ いいえ　□ わからない ※当てはまるものに☑をしてください。

戦傷病者手帳の返還

手続に必要なもの	手続できる人	手続の期限
・亡くなられた方の戦傷病者手帳 ・印鑑 ・亡くなられたことが確認できる書類 （例 ： 住民票や戸籍証明書など） ・未使用のJR無賃乗車券引換証 ※ お持ちの方のみ	死亡届の届出人	なし

手続窓口	福祉総務課【 内線:603 】

MEMO

各種受給者証の新規請求手続

Q13	Aの方が死亡したことによって「母子家庭」、「父子家庭」、「寡婦」、「寡男」となりましたか？	□ はい　□ いいえ　□ わからない ※当てはまるものに☑をしてください。

各医療費受給者証の新規申請

※　児童扶養手当（ひとり親家庭への手当）については、こどもセンターへご相談ください。

手続に必要なもの	手続できる人	手続の期限
・健康保険証 ※　母子家庭、父子家庭の場合は親子両方のものが必要です。 ・普通預金の通帳 ・申請者の現在の戸籍謄本 ・配偶者の死亡又は離別等が記載された戸籍謄本	【母子（父子）医療】 母子（父子）家庭の母（父） 【寡婦・寡男医療】 配偶者と死別または離別した下記年齢の方 ・寡婦:満 50 歳～70 歳未満の女性 ・寡男:満 68 歳～70 歳未満の男性	いつでも可 ※ただし、受給資格の始期は、申請日の属する月の初日。

手続窓口	福祉総務課　【 内線 ： 156 】 母子家庭と父子家庭のみ ： こどもセンター【 電話番号 ： 0957-54-9100 】

MEMO

各種受給者証の返還手続

Q14	Aの方は次の①～⑧の各種医療受給者証をお持ちでしたか？	□ はい　□ いいえ　□ わからない ※当てはまるものに☑をしてください。

各種医療費受給資格者証の返還手続
①「こども」、②「母子」、③「父子」、④「寡婦」、⑤「単婦」、⑥「寡男」、⑦「心身障害者」、⑧「老保障害者」

手続に必要なもの	手続できる人	手続の期限
・亡くなられた方の各種受給資格者証 ・相続人名義の預金通帳 ※ 相続人には条件があります。 ・申請者の身分証明書	相続人（代理可。委任状不要。）	亡くなられた後すみやかに

手続窓口	①～③：こどもセンター【 電話番号 ： 0957-54-9100 】 ⑦～⑧：障がい福祉課 【 電話番号 ： 0957-20-7306 】 ①～⑧：福祉総務課　【 内線 ： 156 】

Q15	Aの方は 65 歳以上でしたか？	□ はい　□ いいえ　□ わからない ※当てはまるものに☑をしてください。

① 介護保険被保険者証の返還
② 介護保険負担限度額認定証の返還
③ 介護保険負担割合証の返還
④ 介護保険料の過誤納金及び介護給付費の口座振込の手続

手続に必要なもの	手続できる人	手続の期限
① 亡くなられた方の介護保険被保険者証	① 指定なし	① 直ちに
② 亡くなられた方の介護保険負担限度額認定証	② 指定なし	② 遅滞なく
③ 亡くなられた方の介護保険負担割合証	③ 指定なし	③ 遅滞なく
④ 相続人名義の預金･相続人の印鑑	④ 相続人	④ 遅滞なく

手続窓口	長寿介護課 【 電話番号 ： 0957-20-7301 】または福祉総務課【内線:157】

Q16	Aの方は 40 歳以上 65 歳未満で介護認定をお持ちでしたか？	□ はい　□ いいえ　□ わからない ※当てはまるものに☑をしてください。

① 介護保険被保険者証の返還
② 介護給付費の口座振込の手続

手続に必要なもの	手続できる人	手続の期限
① 亡くなられた方の介護保険 被保険者証 ② 相続人名義の預金通帳・相続人の印鑑	① 指定なし ② 相続人	① 直ちに ② 遅滞なく

手続窓口	長寿介護課 【 電話番号 ： 0957-20-7301 】または福祉総務課【内線:157】

Q17	Aの方は被爆体験者精神医療受給者証・第二種健康診断受診者証をお持ちでしたか？	□ はい　□ いいえ　□ わからない ※当てはまるものに☑をしてください。

- 被爆体験者精神医療受給者証の返還
- 第二種健康診断受診者証の返還

手続に必要なもの	手続できる人	手続の期限
・亡くなられた方の被爆体験者精神医療受給者証 ・亡くなられた方の第二種健康診断受診者証 ・死亡診断書または死体検案書の写し	どなたでも可	亡くなられた日から 14 日以内

手続窓口	福祉総務課 【 内線 ： 151 】

Q18	Aの方は自立支援医療（精神通院・更生医療・育成医療）受給者証をお持ちでしたか？	□ はい　□ いいえ　□ わからない ※当てはまるものに☑をしてください。

自立支援医療（精神通院・更生医療・育成医療）受給者証の返還

手続に必要なもの	手続できる人	手続の期限
・亡くなられた方の自立支援医療受給者証 （精神通院・更生医療・育成医療）	どなたでも可	亡くなられた後すみやかに

手続窓口	障がい福祉課 【 電話番号 ： 0957-20-7306 】

各種手当未支給分の請求または変更手続

Q19	Aの方は児童手当又は児童扶養手当の受給者ですか？	□ はい　□ いいえ　□ わからない ※当てはまるものに☑をしてください。

① 児童手当･特例給付の消滅届と認定請求（受給者変更）
② 児童扶養手当認定請求、資格喪失、受給者死亡届等

手続に必要なもの	手続できる人	手続の期限
・新規請求者の印鑑 ・新規請求者の健康保険証のコピー ・新規請求者名義の銀行預金通帳等 ※ 未払分がある場合、児童名義の預金口座が必要です。 ・ 除籍された戸籍抄本または死亡診断書 ※ ② の手続のみ必要	①受給者の配偶者、児童の新たな養育者 ②児童の新たな養育者、その他親族	亡くなられた日の翌日から 15日以内

手続窓口	こどもセンター【 電話番号 ： 0957-54-9100 】

Q20	Aの方は次の①～④の各種手当受給者でしたか？	□ はい　□ いいえ　□ わからない ※当てはまるものに☑をしてください。

・ 各種手当の資格喪失届･未払手当請求
①「特別障害者手当」、②「障害児福祉手当」、③「経過的福祉手当」、
④「特別児童扶養手当」　※ ①～③の方は大村市福祉事務所長からの認定通知書が交付されています。
・ 特別児童扶養手当受給者死亡届
④「特別児童扶養手当」

手続に必要なもの	手続できる人	手続の期限
① ～ ③ の手当に関する手続 ・届出人の印鑑 ・同一世帯相続人名義の通帳 ※未払手当がある場合のみ ④ の手当に関する手続 ・特別児童扶養手当証書 ・支払希望金融機関の通帳 ※受給者死亡時に未払手当がある場合のみ	① ～ ④ 原則親族の方	① ～ ④ 亡くなられた日から 14 日以内

手続窓口	障がい福祉課 【 電話番号 ： 0957-20-7306 】

各種名義変更の手続

Q21	Aの方は原動機付自転車（125cc以下のバイクなど）の所有者でしたか？	□ はい　□ いいえ　□ わからない ※当てはまるものに☑をしてください。

廃車又は名義変更の手続

手続に必要なもの	手続できる人	手続の期限
・届出人の身分証明書 【 廃車の場合 】 ・ナンバープレート 【 名義変更の場合 】 ・相続人の譲渡証明	相続人	期限はないが、できるだけすみやかに

手続窓口	税務課　【 内線 ： 117 】

Q22	Aの方は市県民税 ・ 軽自動車税 ・ 国民健康保険税を課税されていましたか？	□ はい　□ いいえ　□ わからない ※当てはまるものに☑をしてください。

各種市税の送付先変更手続

手続に必要なもの	手続できる人	手続の期限
・届出人の身分証明書	相続人	期限はないが、できるだけすみやかに

手続窓口	税務課　【 内線 ： 117 】

Q23	Aの方は固定資産（土地 ・ 家屋 ・ 償却資産）の所有者でしたか？	□ はい　□ いいえ　□ わからない ※当てはまるものに☑をしてください。

固定資産税に関する「相続人代表者指定 ・ 変更届」の提出

手続に必要なもの	手続できる人	手続の期限
なし	相続人	亡くなられたことを知った日の翌日から三か月以内

手続窓口	税務課　【 内線 ： 120 】

Q24	Aの方は防災ラジオの借主でしたか？	□ はい　□ いいえ　□ わからない ※当てはまるものに☑をしてください。

防災ラジオの返却又は名義変更

手続に必要なもの	手続できる人	手続の期限
・防災ラジオ一式 （本体、アンテナ、アダプター） ※　名義変更の場合は防災ラジオは必要ありません。	ご遺族の方 ※ご遺族がいない場合は、知人や関係者などの代理の方でも可です。	なし

手続窓口	安全対策課　【 内線 ： 228 】

Q25	Aの方は農地の所有者でしたか？	□ はい　□ いいえ　□ わからない ※当てはまるものに☑をしてください。

相続による農地権利の取得届出書

手続に必要なもの	手続できる人	手続の期限
・届出人の印鑑 ・相続した農地がわかる書類	権利を取得した人	農地等についての権利を取得したことを知った時点からおおむね 10 カ月以内

手続窓口	農業委員会　【 内線 ： 351 または 352 】

Q26	Aの方は山林の所有者でしたか？	□ はい　□ いいえ　□ わからない ※当てはまるものに☑をしてください。

森林の土地の所有者届出書の提出

手続に必要なもの	手続できる人	手続の期限
・土地の位置を示す地図 ・登記事項証明書その他の届出の原因を証明する書面	・相続人 ・代理人（委任状）	土地の所有者となった日から 90 日以内

手続窓口	農林水産整備課　【 内線 ： 254または265 】

Q27	Aの方は、犬の所有者でしたか？	□ はい　□ いいえ　□ わからない ※当てはまるものに☑をしてください。

犬の登録事項変更届

手続に必要なもの	手続できる人	手続の期限
なし	新しい所有者	新しい所有者が決まった日から 30 日以内
手続窓口	環境保全課　【 内線 ： 144 または 149 】	

Q28	Aの方は、入札参加資格者の代表者でしたか？	□ はい　□ いいえ　□ わからない ※当てはまるものに☑をしてください。

入札参加資格審査申請書変更届の提出

手続に必要なもの	手続できる人	手続の期限
・入札参加資格審査申請書変更届 ・登記事項証明書（法人の場合） ・身分証明書（個人事業主の場合） ・使用印鑑届（使用印を変更する場合のみ）	どなたでも可	亡くなられた後すみやかに
手続窓口	契約課　【 内線 ： 230または238 】	

Q29	Aの方は、指定文化財（と思われるもの）を所有していましたか？	□ はい　□ いいえ　□ わからない ※当てはまるものに☑をしてください。

（国・県・市）指定文化財所有者変更届

手続に必要なもの	手続できる人	手続の期限
・所有権の変更（移転）が分かる書類	相続された方	亡くなられた後すみやかに
手続窓口	文化振興課　【 内線 ： 386 】	

Q30	Aの方は、船をお持ちでしたか？	□ はい　□ いいえ　□ わからない ※当てはまるものに☑をしてください。

港湾施設使用変更許可申請書の提出

手続に必要なもの	手続できる人	手続の期限
・申請者の印鑑	相続人等	なし

手続窓口	河川公園課　【 内線 ： 434 】

その他の手続

Q31	Aの方の世帯に保育所、幼稚園等に入所されている方はいましたか？	□ はい　□ いいえ　□ わからない ※当てはまるものに☑をしてください。

施設利用に関する内容の変更や世帯構成の変更に伴う利用者負担額の変更等の手続があります。
手続の方法等、詳しくはこどもセンターへお問い合わせください。

手続窓口	大村市こどもセンター（こども政策課）【 電話番号 ： 0957-54-9100 】

Q32	Aの方は市営住宅に住んでいましたか？	□ はい　□ いいえ　□ わからない ※当てはまるものに☑をしてください。

退去届や入居承継、入居者異動届の手続があります。
手続の方法等、詳しくは市営住宅に関する相談窓口へお問い合わせください。

手続に必要なもの	手続できる人	手続の期限
・親子関係がわかるもの（例 ： 戸籍謄本など） ※　相続人が退去手続を行う場合のみ	・同居者 ・親族 ・相続人	亡くなられてから30日以内

手続窓口	指定管理者　市営住宅管理事務所（㈱シンコー）【 電話 ： 0957-20-7000 】

MEMO

その他の相談窓口

相談窓口	相談先
相続に関する相談窓口	大村市市民 110 番 【　内線 ： 193　】
自死遺族等に対する相談窓口	①　長崎こども・女性・障害者支援センター精神保健福祉課 【住　　所 ： 長崎市橋口町 10-22】 【電話番号 ： 095－838－3244】 ②　大村市国保けんこう課 【　内線 ： 140　】

市役所以外での代表的な手続先一覧

手続に必要な物など詳しくは、手続先に直接お問い合わせください。

手続	手続先
軽自動車の名義変更	全国軽自動車協会連合会長崎事務所 【住　　所 ： 長崎市中里町1590－3】 【電話番号 ： 095－838－3244】
自動車名義の変更 バイク（125cc 超）の名義の変更	長崎陸運支局東長崎庁舎（旧長崎陸運局） 【住　　所 ： 長崎市中里町1368】 【電話番号 ： 050－5540－2083】
運転免許証の返却	警察署 ・ 公安委員会
恩給受給	総務省（恩給相談窓口） 【住　　所 ： 東京都新宿区若松町19－1】 【電話番号 ： 03－5273－1400】
不動産（土地・建物）名義の変更	長崎法務局諫早支局 【住　　所 ： 諫早市幸町4－12】 【電話番号 ： 0957－22－0475】
上下水道利用の中止又は名義変更	上下水道局料金センター 【住　所　:大村市西三城町 124】 【電　話　:0957-53-1111】

戸籍証明書と住民票除票の交付について

●戸籍証明書　※ 大村市で死亡届出を行った場合

本籍地	発行日の目安
大村市	翌々営業日の午後3時以降、大村市にて戸籍証明書が発行できます。 ※ 土曜日 ・ 日曜日や夜間での届出は翌営業日からの処理開始となります。 （祝日は営業日に含みません） **例１：火曜日届出　⇒　木曜日の午後３時以降** **例２：土曜日届出　⇒　水曜日の午後３時以降**
大村市 以外	**本籍がある役場へお問い合わせください。** ※　届出をされた翌営業日に大村市で処理し、翌々営業日に本籍地の役場へ大村市が届書を送達します。届書が到着してから数日後に戸籍証明書が本籍地の役場で発行可能となります（おおむね１週間から２週間のお時間がかかります。）。

●住民票除票　※ 大村市で死亡届出を行った場合

住所地	発行日の目安
大村市	翌々営業日の午後3時以降、大村市にて住民票除票が発行できます。 ※ 土曜日 ・ 日曜日や夜間での届出は翌営業日からの処理開始となります。 （祝日は営業日に含みません） **例１：火曜日届出　⇒　木曜日の午後３時以降** **例２：土曜日届出　⇒　水曜日の午後３時以降**
大村市 以外	**住民票がある役場へお問い合わせください。** ※　届出をされた翌営業日に大村市で処理し、翌々営業日に住所地の役場へ大村市が通知文を送達します。通知文が到着してから数日後に住民票除票が住所地の役場で発行可能となります（おおむね１週間から２週間のお時間がかかります。）。

MEMO

MEMO

手続場所のご案内

＜窓口開庁時間＞

◎ 平　日 ： 8 時 30 分～17 時 15 分

◎ 土　曜（祝日を除く）：8 時 30 分～正午

※ 市民課 ・ 税務課 ・ 収納課のみ

大村市役所

【住　　所 ： 大村市玖島一丁目25】

【Tel: 0957-53-4111】

本館1階

● 市民課	内線	100～102
● 税務課	内線	117、120
● 福祉総務課	内線	156、157
● 国保けんこう課	内線	110、112
● 地域げんき課	内線	185、189

別館1階

● 環境保全課	内線	144、149

本館2階

● 安全対策課	内線	228
● 契約課	内線	230、238

別館4階

● 文化振興課	内線	386

第2別館1階

● 農業委員会	内線	351、352
● 農林水産整備課	内線	254、265

第2別館2階

● 河川公園課	内線	434

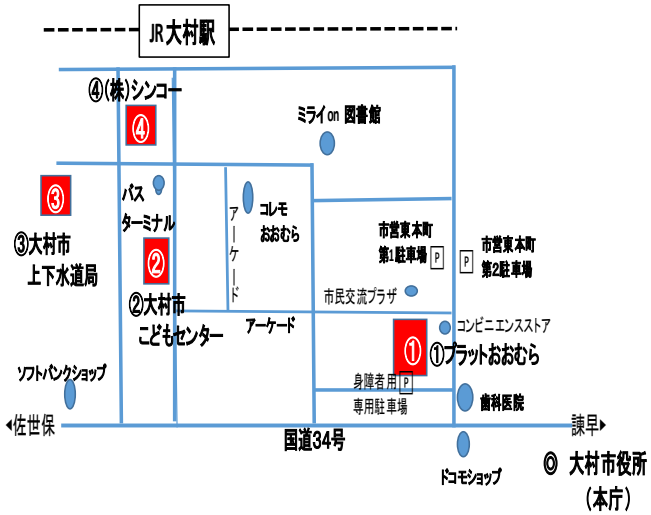

＜①～③窓口開庁時間＞

◎ 平　日：8 時 30 分～17 時 15 分

①プラットおおむら 2 階

【住　　所 ： 大村市本町 458 番地 2】

● 長寿介護課　【Tel: 0957-20-7301】

● 障がい福祉課　【Tel: 0957-20-7306】

【Fax: 0957-47-5419】

②大村市こどもセンター

【住　　所 ： 大村市本町 413 番地 2】

【Tel: 0957-54-9100】

③大村市上下水道局

【住　　所 ： 大村市西三城町 124】

【Tel: 0957-53-1111】

④市営住宅管理事務所（㈱シンコー）

【住　　所 ： 大村市東三城町 9 番地 2】

【Tel: 0957-20-7000】